

○兵庫県職業能力開発審議会条例

昭和 38 年 4 月 1 日条例第 60 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 91 条第 2 項の規定に基づき、兵庫県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、関係労働者を代表する委員の数及び関係事業主を代表する委員の数は、それぞれ同数とする。

- (1) 関係労働者を代表する者
- (2) 関係事業主を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、その任期が満了した場合であつても、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行なうものとする。

(特別委員)

第 5 条 審議会には、委員のほか特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 特別委員は、議決に加わることができない。

(会長)

第 6 条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、学識経験を有する者のうちから委嘱された委員のうちから、委員がこれを選挙する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて所掌事務について、委員を助ける。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。